



Q

夫が労災で大きな障害が残りました。私も高齢となり健康に不安があらうので、在宅介護を続けています。入居条件は①労災保険の年金受給者②傷病等級または障害等級が1～3級③在宅介護が困難のいずれにも該当することです。なお、60歳以上で障

A

労災保険の傷病(補償)年金、障害(補償)年金を受給している人を対象に、脊髄損傷、頭部外傷等の障害に応じた専門的介護を行う労災特別介護施設を全国に8カ所設置しています。中国地方では広島労災特別介護施設(ケアプラザ呉)が運営されているので、在宅介護を続けています。入居条件は①労災保険の年金受給者②傷病等級または障害等級が1～3級③在宅介護が困難のいずれにも該当することです。なお、60歳以上で障

高齢の重篤労災被災者の介護施設



害等級4級程度の人でもが難しいと判断された在宅介護が困難な場合、場合は入居を断ることは入居できるケースがあるようです。入居要件や施設の詳しい加療が必要な人や感染性疾患等の入居者(577)に直接問い合わせてください。

鳥取労働局労働基準部労災補償課 電話0857-29-1706